

金沢医科大学寄附講座等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、国・地方公共団体等又は企業・個人等からの寄附金等を受入れ、これを有効に活用して金沢医科大学（以下「本学」という。）に講座等を設置して教育・研究活動を行うことに關し必要な事項を定め、もって本学の教育・研究の進展及び充実に資することを目的とする。

(名称)

第2条 この規程に基づく講座等の総称は、寄附講座又は寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）とする。

2 寄附講座等には、当該寄附講座等における教育・研究内容を示す名称を付すものとする。ただし、寄附者から申し出があった場合は、教育・研究内容を示す名称の次に、当該寄附者が明らかとなる名称を括弧書で付することができる。

(設置期間)

第3条 寄附講座等を設置する期間は、原則として、2年以上5年以内とする。

2 前項の期間は、本学の教育・研究上特に有益と認められる場合は、更新することができる。

(設置部署)

第4条 寄附講座等は、本学に設置するものとする。

(寄附講座職員)

第5条 寄附講座等には、教授又は准教授を置くものとする。

2 寄附講座等には、前項の教育職員のほか、必要な職員を置くことができる。

3 前2項の職員（以下「寄附講座職員」という。）は、当該寄附講

座等における教育・研究に従事する。

4 寄附講座職員のうち、教育職員の選考は、別に定める。

5 寄附講座職員の任用期間は、当該寄附講座等を担当する期間とし、年度ごとに更新する。

(給与)

第6条 寄附講座職員の給与は、当該寄附講座等における寄附金の額の範囲内で、理事長が定める。

(寄附金の受入れ)

第7条 寄附金は、当該寄附講座等の教育・研究の実施に係るすべての経費を賄うものとし、人件費、研究費、光熱水費、事務管理費等運営に必要な費用に充てる。

2 寄附金の受入れは、第3条に規定する当該寄附講座等の設置期間に必要な経費の総額を一括して行うことを原則とする。ただし、継続して受入れることが確実であるときは、設置期間に必要な経費を年度に分割して受入れることができる。

(研究室等)

第8条 寄附講座等の研究室又は実験室（以下「研究室等」という。）として使用するに当たり改修が必要な場合の改修費用は、寄附金によって支弁するものとする。

2 研究室等が寄附講座職員の使用によって著しく損傷したときは、その修繕等に係る費用は、寄附金によって支弁するものとする。

3 寄附講座等の設置期間が終了したときは、寄附者において研究室等を原状に復すものとする。ただし、本学が原状に復す必要がないと判断した場合を除く。

(寄附講座等設置の申込み)

第9条 寄附講座等の設置及びこれに係る寄附の申込みは、所定の申込書に必要な事項を記載し、理事長に提出するものとする。た

だし、協定書等を締結する場合はこの限りではない。

- 2 理事長は前項の申込が本学の教育・研究の進展及び充実に有益であると認めるときは、常任役員会の審議を経て、当該寄附講座等を設置することができる。

(成果の報告)

- 第10条 寄附講座等の設置期間が終了したときは、当該寄附講座等においてその教育・研究の成果の概要を取りまとめ、理事長に報告するとともに公表するものとする。

(特許等の取り扱い)

- 第11条 寄附講座職員等による発明に係る特許等の取り扱いは、別に定める。

(雑則)

- 第12条 この規程に定めるもののほか、寄附講座等に関し必要な事項は、細則に定める。

(規程の改廃)

- 第13条 この規程の改廃は、学長が理事長の承認を得て行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成27年4月1日から施行する。